

■同意第8～26号 農業委員会委員の任命について

【要旨】

四万十町農業委員会委員の任期が平成30年8月31日をもって満了することに伴い、新たな委員19人を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期については、平成30年9月1日から平成33年8月31日までの3年間となります。

【選任しようとする者】

同意第8号

氏 名	浜田 大彰 （はまだ ひろあき）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	認定農業者である一般社団法人四万十農産の理事である。 株式会社サンビレッジ四万十の若手職員として農業に従事している。
〔主な経歴〕 平成24年 4 月 （株）サンビレッジ四万十 入社 就農 平成29年 4 月 （一社）四万十農産理事 認定農業者である法人の業務執行役員	

同意第9号

氏 名	小野 重明 （おの しげあき）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	長年農業に従事し、ハウス茗荷を中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 平成18年から農業委員を務め、現在は窪川農業振興部会長であり、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 昭和44年 4 月 就農 平成18年 9 月 四万十町農業委員 平成18年 9 月 認定農業者	

同意第10号

氏 名	下元 弘章 （しももと ひろゆき）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	行政書士の資格を有し、法的事務の専門家として高い知識と識見を有している。 委員には利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならず、農業に従事していない中立委員となる。
〔主な経歴〕 昭和47年 6 月 （一社）高知県自動車整備振興会 勤務 昭和50年 8 月 行政書士事務所（自営） 昭和53年 5 月 日本赤十字社 高知赤十字病院 勤務 昭和61年 4 月 （福）大野見福祉社会障害者支援施設 せせらぎ園 勤務 平成22年11月 行政書士事務所 ひまわり（自営）	

同意第11号

氏 名	武内 道則 （たけうち みちのり）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	地域の中心的リーダーとして活躍し、農業に関する知識に優れ、周囲の人に指導や協力を日常的に行っている認定農業者である。 これから増えてくるであろう耕作放棄地を活用して作る米の販路開拓に取り組む。
〔主な経歴〕 平成21年 4 月 就農 平成29年 4 月 J A高知はた十和支所アロエ部会部会長 平成29年 5 月 J A高知はた本所特産部部会長 平成27年 3 月 認定農業者	

同意第 1 2 号

氏 名	竹内 純 (たけうち すなお)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	長年農業に従事し、平成 8 年から農業委員を務め、現在は大正・十和農地部会長である。 四万十町の農地、農業に精通しており、農家の相談等を受け遊休農地の解消にも取り組んでいる。
〔主な経歴〕 昭和 4 4 年 4 月 就農 平成 8 年 7 月 大正町農業委員 平成 1 8 年 3 月 四万十町農業委員	

同意第 1 3 号

氏 名	甫喜本 治誠 (ほきもと はるしげ)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	ハウス茗荷を主とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 平成 2 4 年から農業委員を務め、地域の状況も把握し積極的に活動を行っている。
〔主な経歴〕 平成 8 年 就農 平成 1 4 年 6 月 認定農業者 平成 1 8 年 9 月 指導農業士 平成 2 4 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第14号

氏 名	太田 祥一 (おおた しょういち)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	長年農業に従事し、水耕セリの栽培に取り組んでいる認定農業者である。 平成15年から農業委員を務め、現在は窪川農地部会長であり、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 昭和56年 4 月 就農 平成11年12月 認定農業者 平成15年 4 月 窪川町農業委員 平成18年 3 月 四万十町農業委員 平成18年 7 月 J A四万十苺部会 部会長 平成28年 9 月 J A四万十水耕セリ部会 部会長	

同意第15号

氏 名	掛水 誠幸 (かけみず せいこう)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	町役場を退職後に就農し、現在は農協の理事も務めている認定農業者である。 J A四万十の野菜部会の営農アドバイザーとして新規栽培者の指導に当たっている。
〔主な経歴〕 平成20年 4 月 就農 平成23年 5 月 窪川地区改良区総代 平成24年 6 月 四万十農業協同組合理事 平成25年 2 月 認定農業者 平成25年 2 月 エコファーマーに認定	

同意第16号

氏 名	廣井 栄治 (ひろい えいじ)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	長年農業に従事し、地域の様々な団体の代表としても活躍している認定農業者である。 平成24年から農業委員を務めており、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 平成12年 就農 平成24年 9 月 四万十町農業委員 平成27年 7 月 認定農業者 農事組合法人神ノ川水源 代表理事 口神校区農地保全会 代表 中山間地域直接支払制度基準検討会 会長	

同意第17号

氏 名	宮脇 眞弓 (みやわき まゆみ)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	長年農業に従事し、高知県農村女性リーダーにも認定されている。 営農（経営）に関する知識も高く、地域の様々な団体のリーダーとしても活躍している。
〔主な経歴〕 昭和54年 6 月 就農 平成 2 年 6 月 高知県農村女性リーダー認定 平成16年 J A高知はた女性部長 J A高知はた経営管理委員（8年間） 平成18年 4 月 J A高知女性組織協議会会長	

同意第18号

氏 名	下元 誠一郎 （しももと せいいちろう）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	農業経験が豊富な認定農業者であり、平成27年から農業委員を務めている。 3集落で組織する日本型直接支払制度集落協定清水ヶ瀬農地保全会の中核リーダーとして活躍しており、中山間地域の在り方や課題について精通している。
〔主な経歴〕 昭和45年5月 就農 平成19年3月 認定農業者 平成27年9月 四万十町農業委員	

同意第19号

氏 名	中原 英昭 （なかはら ひであき）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	Iターン就農者で、スプレー菊の栽培に取り組んでいる認定農業者である。 平成18年から農業委員を務め、現在は大正農業振興部会長職務代理であり、地域農業の経営改善と耕作放棄地の解消のほか、新規就農者へのサポートにも力を入れている。
〔主な経歴〕 平成14年4月 就農 平成18年9月 四万十町農業委員 平成19年7月 認定農業者	

同意第20号

氏 名	濱田 誠 (はまだ まこと)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	ニラのハウス栽培に取り組んでいる認定農業者である。 地域の若手リーダーとして堅実な農業経営を行っており、地域の世話役としても中心的な活動を行っている。
〔主な経歴〕 平成19年 1 月 就農 平成24年 1 月 認定農業者 平成23年度 七里小学校PTA会長 平成25年 1 月 七里地区自主防災組織会長	

同意第21号

氏 名	林 幸一 (はやし こういち)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	平成5年から農業委員を務め、四万十町農業委員会、高知県農業会議の会長として長年活躍し、高知県農業の中心的存在である。 農業、林業と幅広く行っており、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 平成5年7月 大正町農業委員 平成18年3月 四万十町農業委員 平成18年8月 四万十町農業委員会 会長 平成23年4月 高知県農業会議 会長	

同意第 2 2 号

氏 名	山脇 文男 (やまわき ふみお)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	中山間地域の特色を生かした農業を行い、担い手のいない複数の農家の農作業も請け負うなど地域農業にも取り組んでいる。 長年自治会区長を務め、地域活動にも貢献している。
〔主な経歴〕 昭和 4 8 年 1 月 就農 昭和 6 3 年 1 月 自治会区長 (延べ 1 0 数年務める) 平成 8 年 5 月 J A 高知はた十和支所運営委員 平成 2 4 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 2 3 号

氏 名	吉良 榮 (きら さかえ)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	長年勤めた会社を退職後に就農し、水稻、シイタケを中心とした複合経営を行う傍ら、狩猟免許を取得し、有害鳥獣被害対策にも積極的に取り組んでいる。 平成 2 7 年から農業委員を務め、地域内の行事等にも積極的に参加しており、今後高齢化による離農者が増えると思われる地域において、担い手として期待できる。
〔主な経歴〕 平成 2 0 年 4 月 就農 平成 2 4 年 6 月 J A 高知はた運営委員 平成 2 7 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 2 4 号

氏 名	伊東 智江 (いとう ともえ)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	農協の出荷場にパートで勤務しながら、なばな、ピーマン等の栽培に取り組んでいる兼業農家である。 今後の地域農業を担っていく女性委員として期待されている。
〔主な経歴〕 平成 2 3 年 5 月 就農 平成 2 5 年 J A 高知はた十川出荷場勤務	

同意第 2 5 号

氏 名	山本 道雄 (やまもと みちお)
住 所	(略)
生 年 月 日	(略)
任 命 理 由	集落で農地を守り、農事組合法人の役員としても活躍している認定農業者である。 平成 2 1 年から農業委員を務め、現在は窪川農地部会長職務代理であり、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 平成 1 6 年 1 月 就農 平成 1 9 年 7 月 認定農業者 平成 2 1 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 26 号

氏 名	宮崎 恵美子 （みやざき えみこ）
住 所	（略）
生 年 月 日	（略）
任 命 理 由	長年酪農業に従事し、認定農業者の夫とともに、その経営に参画する親族として地域の農業に貢献している。 平成 27 年から農業委員を務め、酪農業分野で幅広く活躍している。
〔主な経歴〕 昭和 54 年 就農 平成 26 年 農事組合法人高南酪農理事 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

【根拠法令】

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）（抜粋）

（委員の任命） 第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。 2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。 3 略 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 （1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 （2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 5 市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 （1） 認定農業者である個人 （2） 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。 7 市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
--

四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（抜粋）

（委員の定数） 第 2 条 委員の定数は、19 人とする。
